

教育長様

令和2年(2020)2月12日

「県立高校再編の経緯」について、平城高校で吉田教育長による説明会開催を求める請願

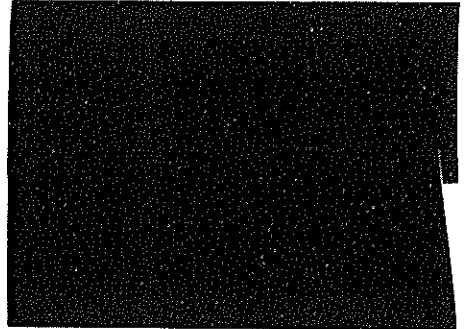


請願者

住所

請願者

住所



日頃は奈良県の教育行政にご尽力をいただき、御礼申し上げます。以下、請願理由です。

本文(理由) ① 平城高校生には突然の廃校の発表以降、勉学に身が入らない生徒や、高校再編条例の影響によって中学生時代の友人との関係が途絶えてしまった生徒がいます。教育長は「平城高校生徒・保護者」宛て説明資料(H30.7.10)に関し、「現在の高校教育に全力で努力していく」としましたが、在校生や保護者に対する説明は全く不十分です。

平城高校を閉校とする内容を含む高校再編案が発表された平成30年6月8日以降、保護者対象の説明会は教育長不在で行われた平成30年6月17日の一回(開催についての事前連絡は開催日の数日前)のみです。在校生対象の説明会は、平城高校閉校を含む高校再編条例を県議会で採決する前日の平成30年10月4日に、12名の生徒と行った面談1回のみです。しかも保護者向け説明会と在校生向け面談の両方とも、説明会開催の案内の事前の十分な準備期間もなく、更に納得のいく十分な説明内容や文書資料もなく、生徒や保護者の意見を聴いて条例案の内容に反映・見直すものでもない、一方的に閉校を通達する内容でした。

教育長は生徒との面談後の新聞社の取材に対し「再編計画は県議会で採決されるので変更はできない」と、生徒の意見を聞いて尊重する姿勢が無かったと答えていますが、平成6年に文科省が各都道府県に通知した「児童の権利に関する条約」(平成6年4月22日に日本が批准した国連総会採択の通称「子どもの権利条約」のこと)の内容では、子どもの意見を表明する権利を十分に確保するよう指示しています。しかし教育長は新聞取材に「今後も生徒の意見を聴きたい」と答えながら、その後、生徒たちと直接話し合う機会を一度も持とうとしていません。

②奈良県のホームページでは「県立高等学校適正化実施計画に関して主な御意見・御質問とそれに対する県教育委員会の考え方」Q1-6で「要望があれば説明会等の実施を検討してまいりたい」との姿勢が示されています。要望、請願が繰り返し行われているにも拘わらず教育長が出席する説明会開催については文書での回答すら行われておらず、在校生の心のケアの面からも、教育長自身が出席する、在校生と保護者を対象とする説明会の開催を、至急、平城高校で行う事を求めます。